平成２１年（フ）第１９９７号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目60番地　グランドハイツ富貴ノ台南館３－Ｃ
債務者　濱本　人美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００７号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地２棟320号
債務者　武田　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０号
岡山県倉敷市老松町２丁目８番15号富広マンション303号
債務者　鬼島のり子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
岡山県倉敷市真備町川辺1185番地真備宿舎２棟210
債務者　柴田　裕昭
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
岡山県小田郡矢掛町上高末3359番地
債務者　三宅　和昭
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
岡山県浅口市金光町占見141番地リバーサイド金光Ａ－102
債務者　髙田　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
岡山県倉敷市浜町２丁目５番６号
債務者　田中喜代子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
神奈川県小田原市鴨宮550番地杉本荘
債務者　池本　久子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１０１７号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番６－302号、申立時の住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１－Ｃ－509号室
債務者　サンクス富田林宮町店こと　大道　新治
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１０１８号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番６－302号、申立時の住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１－Ｃ－509号室
債務者　大道　育代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１４９５号
徳島県海部郡海陽町浅川字川ヨリ東３番地１、申立時の住所大阪府河内長野市美加の台６丁目30番８号
債務者　中田商事こと　中田　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１４９６号
徳島県海部郡海陽町浅川字川ヨリ東３番地１、申立時の住所大阪府河内長野市美加の台６丁目30番８号
債務者　中田シヅエ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁365番地
債務者　田端美智代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
大阪府富田林市富田林町４番36号
債務者　宮本　恵子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２３号
大阪府藤井寺市藤井寺２丁目８番15号
債務者　嵐　　秀彦
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
堺市西区浜寺石津町東３丁７番17号
債務者　鈴村　叔子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８８号
大阪府藤井寺市西古室１－４－12、住民票上の住所大阪市住之江区住之江３丁目14番３－502号
債務者　稲田　浩昭
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係